

ちょっとくらいならいいだろう・・・

酔いはもう覚めただろう・・・

一杯だけだから問題ない

自分だけは大丈夫

飲酒運転しても、事故を起こさなければいい

短い距離だから・・・

運転代行サービスやタクシーを使うお金がもったいない



**飲酒運転  
ストップ  
プ**



# 飲酒運転の根絶 しない・させない・許さない

自転車、特定小型原動機付自転車も  
飲酒運転は禁止されています!

※行政処分は前歴0回、累積なしの場合

**酒酔い運転**

**罰則** 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

**行政処分** 免許取消し(欠格期間3年) **点数** 35点

**酒気帯び運転**

**罰則** 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

①身体に保有するアルコールが呼気1ℓ中0.25mg以上 | ②身体に保有するアルコールが呼気1ℓ中0.15mg以上0.25mg未満

**行政処分** 免許取消し(欠格期間2年) **点数** 25点 | **行政処分** 免許停止(停止期間90日) **点数** 13点

**呼気検査の拒否**

**罰則** 3ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金



## 車両の提供者

- ①運転手が酒酔い運転の場合  
**罰則** 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
  - ②運転手が酒気帯び運転の場合  
**罰則** 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 行政処分** 免許取消し又は免許停止の対象

## 酒類の提供者／同乗者

- ①運転手が酒酔い運転の場合  
**罰則** 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
  - ②運転手が酒気帯び運転の場合  
**罰則** 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 行政処分** 免許取消し又は免許停止の対象

**公共交通機関をご利用ください**

事前にお酒を飲むことがわかっている場合は、電車やバスなど公共交通機関を利用しましょう。

**ハンドルキーパー運動**

自動車仲間と飲食店などへ行く場合、お酒を飲まない人「ハンドルキーパー」を決めて、その人が、仲間を自宅まで送り届ける運動です。

**自動車運転代行サービスがあります**

飲酒などの理由で自動車の運転ができなくなった人の代わりに運転して、自動車を目的地(主に依頼者の自宅)に送るサービスです。

**二日酔いで運転も厳禁!**

翌日に車を運転する予定があれば、それを考慮した飲酒時間、飲酒量を心がけることが重要です。夜遅くまで飲酒したり、多量に飲酒した場合は、翌朝に体内にアルコールが残っています。車の運転はやめましょう。